明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　一
〔告示〕
○遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示（文部科学・厚生労働三）　三
○遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働三四四）　三
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一〇五）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
消防団員等公務災害補償等共済基金平成二十六年度決算、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○国土交通省令第五十九号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十一条の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九号書式を次のように改める。